

肥料取締法の一部を改正する法律の概要について

農林水産省農産園芸局肥料機械課課長補佐 福田 英明

1 はじめに

肥料取締法は、肥料の品質を保全し、公正な取引を確保するため、肥料の規格の公定、行政庁への登録、検査等を行い、農業生産力の維持増進を図ることを目的として、昭和25年に制定された法律である。

本法は、肥料をめぐる諸情勢等の変化に対応するため、これまで十数度にわたり改正されているが、今回の改正においては、食料・農業・農村基本法第4条に規定する「農業の自然循環機能の維持増進」を基本理念とし、その具体的な施策として法第32条に規定する「農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力増進その他必要な施策を講じる」ため、持続農業法及び家畜排せつ物法とともに農業関連環境三法として平成12年7月28日にその改正が行われたところである。

その具体的な改正事項(表1参照)は、

(1) たい肥等特殊肥料の品質表示制度の創設

(2) おでい肥料等有害物質を含むおそれのある一部の特殊肥料の届出制から登録制への移行

であり、本年10月1日に改正法が施行されることになるが、その改正に至る背景、改正事項の具体的な内容等について紹介させていただく。

表1 肥料取締法改正の考え方

見直し前の区分	見直し後の区分	見直し後の制度概要			
		対象となる肥料の例	生産開始時の手続き	公定規格の内容	表示の内容
特殊肥料	特殊肥料	魚かす 米ぬか	業の開始に係る届出	公定規格なし	表示基準なし
		たい肥 動物の排せつ物	業の開始に係る届出	公定規格なし	品質表示基準を制定し、 ①種類・名称 ②含有成分量 ③原料の種類等を表示
	普通肥料	汚泥肥料 汚泥たい肥	生産する肥料の銘柄ごとの登録	有害成分の最大量等	保証票の添付を義務付け、 ①種類・名称 ②含有成分量 ③原料の種類等を表示
化学肥料 石灰質肥料		生産する肥料の銘柄ごとの登録	主成分の最小量 有害成分の最大量等	保証票の添付を義務付け、 ①種類・名称 ②保証成分量 ③原料の種類等を表示	

注) 網掛け部分は、今回の改正により新たに措置する事項。

○肥料取締法改正のねらい

肥料取締法改正により、
・たい肥等の品質(成分の含有量等)に関する品質表示の義務付け
・有害成分が含まれるおそれのある 特殊肥料(汚泥を原料とするたい肥等)について登録制への移行により品質の事前確認



・たい肥等に含まれる肥料成分を勘案した適切な肥料の施用が可能
・有害な肥料の生産の防止を通じた肥料の品質の保全により、環境と調和した持続性の高い農業生産方式の導入の促進に寄与

2 肥料取締法改正の背景

(1)法の概要

肥料取締法においては、肥料を特殊肥料と普通肥料に区分し、化成肥料等の普通肥料は、主成分の最小量や有害成分の最大量等の公定規格が定められ、これを生産する業者等に対し、国又は都道府県への登録、登録された肥料への保証票の添付等が義務づけられている。

他方、たい肥等の特殊肥料は、農業者が経験等によって品質の識別が可能であり、有害成分を含有するおそれが少ない等から、登録等の義務づけはなく、生産開始の際に都道府県知事へ届出を行うだけで生産が可能とされ、また、保証票による品質表示の義務づけも行われていなかった。

(2)たい肥等の適切な施用の推進のための品質表示の適正化

しかしながら、たい肥等特殊肥料の現在の生産・流通は、畜産農家の飼養規模の拡大、野菜作等における連作障害の回避のための需要の拡大等を背景に、昭和40年の59万トンから平成9年の490万トンとその流通量が大幅に増加している現状にある。

また、たい肥等の品質は、その原料、生産工程等が多様化している状況にあること等から、多種多様なものが供給されている状況にある。

このような状況の下、たい肥等についても、その品質たる肥料成分を正しく表示し、農業者が購入・利用するに際して的確に肥料を選択しうるよう、制度面において品質表示制度の創設が求められていたところである。

(3)おでい肥料等一部の特殊肥料の品質保全制度の見直し

近年、資源の有効利用の観点等から、汚泥等の廃棄物が肥料原料として多く利用されている現状にある。

これらを原料とする汚泥肥料等については、他の有機肥料に比べ、

【1】肥料成分が高く、易分解性の有機物が主体であるため、非常に分解が早いこと

【2】けい酸等微量成分を多く含むこと

【3】価格が安いこと

等のメリットを有する反面、原料等に由来して重金属等の有害な成分を許容限量以上含有するおそれを有している。

汚泥肥料等の流通量は、昭和50年代から急速に増加し、平成9年では約100万トンと特殊肥料全体の2割以上を占めるとともに、都道府県域にわたって流通するものが約5割、都道府県域を超えて流通するものが約1割となるなど流通域の広域化もみられている。

このような状況の下、国の立場から適切な品質保全措置を講じ、品質及び安全性に関し問題のないものだけを流通することとなるよう、汚泥肥料等について普通肥料に移行させ、他の普通肥料と同様に、公定規格により有害成分の最大量等を定め、農林水産大臣による事前審査を行う登録制への移行が求められていたところである。

3 改正事項の具体的内容

(1)たい肥等の適切な施用を確保するための品質表示制度の創設

[1] 対象肥料の種類

品質表示は、消費者が商品を購入・使用するに際しての選択の基準となるものであることから、流通するすべての肥料について品質表示が行われることが望ましいが、すべての特殊肥料について品質表示が義務化された場合には、生産業者等にとってはかなりの負担となる。

このため、改正法第22条の2第1項においては、農林水産大臣は、特殊肥料のうち、その消費者が購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、施用上その品質を識別することが特に必要であるためその品質に関する表示の適正化を図る必要のあるものを政令でその種類を定めることとされ、肥料取締法施行令の一部改正（平成12年8月4日公布）により、「たい肥（汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く。）」及び「動物の排せつ物」が指定されたところである。

なお、たい肥から汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるたい肥が除かれていることについては、これらにはカドミウム等有害物質を許容限度量以上含むおそれがあるため、普通肥料に移行する種類の肥料（具体的には、普通肥料の汚泥発酵肥料及び水産副産物発酵肥料）として、品質表示制度の対象肥料から除く必要があったことによる。また、動物の排せつ物については、従来の特種肥料に指定されている家畜及び家きんのふんの名称を改めたものである。

[2] 品質表示基準の具体的内容

農業者に情報提供すべき品質表示項目等については、持続性の高い農業生産の推進、すなわち、土づくりと併せて化学肥料との合理的な組合せによる適切な施肥の推進に必要とされる項目を基本として、農業者ニーズへの対応、生産業者への負担等も勘案した上で決定する必要がある。具体的には、パブリックコメントの募集（平成11年11月）の際に公表した内容に即して、表2に示す事項を表示事項とすることとしている（対象肥料が政令で定められたことから、可及的速やかに品質表示基準を公布することとしている。）。

表2 「たい肥」及び「動物の排せつ物」の品質表示事項

肥料取締法に基づく表示	
肥料の種類	たい肥
肥料の名称	豚ふんたい肥1号
届出を受理した都道府県	東京都 12肥飼検肥第〇〇〇号
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇畜産センター 東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号
正味重量	20キログラム(30リットル)
生産(輸入)した年月	平成12年10月
主要な成分の含有量等	
窒素全量(%)	
りん酸全量(%)	
加里全量(%)	
炭素窒素比(C/N比)	
銅全量(豚ふんを使用し、現物1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に記載)(1キログラム当たりミリグラム)	
亜鉛全量(豚ふん又は鶏ふんを使用し、現物1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に記載)(1キログラム当たりミリグラム)	

石灰全量(石灰を使用し、現物1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に記載)(%)

水分全量(上記成分の含有量を乾物あたりで表示する場合に記載)(%)

原 料

牛ふん、鶏ふん、わら類、木質系残さ

備考:生産段階における原料の使用重量割合の大きい順である。

注:主要な成分の含有量等の表示値の誤差の許容範囲は、窒素全量、りん酸全量、加里全量については、表示値が3%以上の場合は表示値のプラスマイナス10パーセント、表示値が3%未満の場合は絶対値でプラスマイナス0.3パーセント(表示値が0.5%未満の場合は「0.5%未満」と記載することができる。)とし、炭素窒素比、銅全量、亜鉛全量については、表示値のプラスマイナス30パーセントとし、石灰全量、水分含有量については、表示値のプラスマイナス10パーセントとする予定である。

[3] 品質表示基準の実効性の確保等

表示の基準となる事項を遵守しない生産業者等に対しては、これが遵守されるよう行政庁が一定の関与を行うとともに、生産業者等が基準を遵守せず、品質表示基準に合致していない肥料が流通している場合には、その旨を消費者に周知することが必要であることから、改正法第22条の3においては、農林水産大臣は表示の基準を遵守しない生産業者等があるときは、表示事項を表示すること等の指示をすることができるものとするとともに、当該指示に従わない生産業者があるときはその旨を公表することができることとなっている。なお、前述のとおり、品質表示基準については、農林水産大臣がその必要性に応じて種類ごとに定めることとしているが、都道府県知事が品質表示基準の制定を必要と判断する場合には、農林水産大臣に対し、その制定に係る申し出を行うことができることとしている(法第22条の2第2項)。

(2) 一部の特殊肥料の品質保全を図るための届出制から登録制への移行

[1] 登録制へ移行する肥料の公定規格

改正法第4条第1項第3号においては、「汚泥を原料として生産される普通肥料その他のその原料の特性からみて銘柄ごとに主要な成分が著しく異なる普通肥料であって、有害成分を含有するおそれが高いもの」を省令で定めることとされ、具体的には表3に示す8種類の肥料について公定規格が設定されたところである。

表3 登録へ移行する肥料の公定規格

肥料の種類	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項
下水汚泥肥料(次に掲げる肥料をいう。 一 下水道の終末処理場から生じる汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの 二 一に掲げる下水汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三 一若しくは二に掲げる下水汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの)	ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01	一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和四十八年総理府令第五号)の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。
し尿汚泥肥料(次に掲げる肥料をい		

<p>う。</p> <p>一 し尿処理施設、集落排水処理施設若しくは浄化槽から生じた汚泥又はこれらを混合したものを濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの</p> <p>二 し尿又は家畜若しくは家きんのふん尿に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの</p> <p>三 一若しくは二に掲げるし尿汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p> <p>四 一、二若しくは三に掲げるし尿汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p>	<p>ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01</p>	<p>一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和四十八年総理府令第五号)の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。</p> <p>二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p>
<p>工業汚泥肥料(次に掲げる肥料をいう。</p> <p>一 工場若しくは事業場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの</p> <p>二 一に掲げる工業汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p> <p>三 一若しくは二に掲げる工業汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの)</p>	<p>ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01</p>	<p>一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和四十八年総理府令第五号)の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。</p> <p>二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p>
<p>混合汚泥肥料(次に掲げる肥料をいう。</p> <p>一 下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料若しくは工業汚泥肥料のいずれか二以上を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p> <p>二 一に掲げる混合汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p> <p>三 一若しくは二に掲げる混合汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの)</p>	<p>ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01</p>	<p>一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和四十八年総理府令第五号)の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。</p> <p>二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p>
<p>焼成汚泥肥料(下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料又は混合汚泥肥料を焼成したものをいう。)</p>	<p>ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01</p>	<p>一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和四十八年総理府令第五号)の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。</p> <p>二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p>
<p>汚泥発酵肥料(次に掲げる肥料を</p>		

いう。 一 下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料又は混合汚泥肥料をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの 二 一に掲げる汚泥発酵肥料に植物質若しくは動物質の原料又は焼成汚泥肥料を混合したものをたい積又は攪拌し、腐熟させたもの	ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01	一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和四十八年総理府令第五号)の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。
水産副産物発酵肥料(魚廃物(魚かすを除く。)に植物質又は動物質の原料を混合したものをたい積又は攪拌し、腐熟させたものをいう。)	ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002	一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和四十八年総理府令第五号)の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。
硫黄及びその化合物	ひ素 0.005	植害試験の調査を受け害が認められないものであること。

附 この表に掲げる有害成分の量は、農林水産省農業環境技術研究所法により定量した有害成分の重量の試料を摂氏百度で五時間乾燥したものの重量に対する百分率とする。

これらの肥料については、いずれも、

ア 産業活動又は生活活動に伴って発生する汚泥等原材料に由来し、

イ 微生物処理による濃縮等生産工程に由来して、

重金属等有害成分を許容限度量以上含有するおそれのあるものであるが、畜産業に関連するものとしては、浄化槽から生じた汚泥等を原料とするものは「し尿汚泥肥料」に、これら原料として堆積又は発酵し腐熟させたものは「汚泥発酵肥料」に区分されている。

また、これらの肥料の公定規格において定められている有害成分については、

ア いずれも、土壌に蓄積することにより農作物の生育を阻害するものであり、欧米では汚泥や土壌の規制対象物質となっていること

イ 昨年4月に肥飼料検査所が実施した汚泥肥料等の有害成分の含有量に関する実態調査によれば、これらを高濃度に含有するものがみられたこと

等から、これを規格化することとし、その最大量については、当該肥料を長期間連用しても土壌中の当該有害成分の蓄積量が平均的土壌に比して人為的汚染状態とはいえないレベルに留まりうることを担保する量とすることが適当であるとの判断からその量が定められている。

[2] 登録申請の手続き

登録制へ移行する肥料の生産業者等は、改正法が施行される平成12年10月1日までの間に、登録申請手続きを行い農林水産大臣への登録を了することが必要とされている(なお、10月1日以降、登録されていない下水汚泥肥料等はすべて無登録肥料となり、罰則の対象となります。)

なお、登録の申請に当たっては、肥料登録申請書等を作成した上で、肥料の見本を添えて、国の肥飼料検査所(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡の各検査所)に提出していただく必要がある。

[3] 生産業者保証票等の記載事項

登録制へ移行する肥料の生産業者等は、(2)の登録を了した上で、改正法が施行される平成12年10月1日以降、その生産する肥料に生産業者保証票等の添付が義務づけられることとなる

(表4参照)。

表4 下水汚泥肥料等の生産業者保証票の記載事項

生産業者保証票	
登録番号	生第〇〇〇〇〇号
肥料の種類	下水汚泥肥料
肥料の名称	おでい1号
原料の種類	(原料) 下水汚泥、食品工業汚泥、(鶏ふん)、(植物質加工残さ)
備考	1生産に当たって使用された重量の大きい順である。 2()内の原料は原料事情等により使用しないことがあり、 この場合の使用原料の重量の順位は、 【1】植物質加工残さを使用しない場合「下水汚泥、鶏ふん、食品工業汚泥」 【2】鶏ふんを使用しない場合「下水汚泥、食品工業汚泥、植物質加工残さ」 【3】鶏ふん及び植物質加工残さを使用しない場合「下水汚泥、食品工業汚泥」 となる。
正味重量	20キログラム
生産した年月	平成12年10月
生産業者の氏名又は名称及び住所	東京都〇〇市 東京都〇〇市〇丁目〇番〇号
生産した事業場の名称及び所在地	〇〇下水処理場 東京都〇〇市〇丁目〇番〇号
主要な成分の含有量(生産した事業場における平均的な測定値)	窒素全量(%) りん酸全量(%) 加里全量(%) 銅全量(1キログラム当たりミリグラム) 亜鉛全量(1キログラム当たりミリグラム) 石灰全量(%)
炭素窒素比	

注1.「銅全量」は、肥料1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に限る。

注2.「亜鉛全量」は、肥料1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に限る。

注3.「石灰全量」は、肥料1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に限る。

注4.「硫黄及びその化合物」にあつては、主要な成分の含有量として硫黄分全量(SO₃)(%)を記載する。

注5. 主要な成分の含有量及び炭素窒素比の表示値の誤差の許容範囲は、Ⅲで示すたい肥、家畜及び家きんのふんについての品質表示と同様にする予定である。

4 おわりに

今回の肥料取締法の改正に伴い、

(1) 農業者がたい肥等に含まれる肥料成分を勘案した適切な施肥が可能となるとともに、

(2) 有害な肥料の生産の防止を通じた肥料の品質の保全が図られることとなる

ため、農業者にとってはこれまで以上に安心してこれらの肥料を利用することができることとなり、肥料化に適する家畜ふん尿のリサイクルの促進にも資するものと考えている。

改正法の施行までの期間は既に2カ月足らずとなっているが、今後とも、たい肥等の適切な利用と品質保全が一層推進されるとともに、新制度への円滑な移行が図られるよう、万全を尽くして参り

たい。